

勝央町金時健幸ポイント制度協賛事業者募集要領

(目的)

第1条 この告示は、勝央町金時健幸ポイント制度の参加者への動機付けとして行うお楽しみ抽選会において、この制度の目的に賛同し、当選者に贈呈する物品・サービス等(以下「協賛品」という。)を提供する事業者(以下「協賛事業者」という。)の募集及び協賛品の内容等について必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協賛事業者の募集は、勝央町金時健幸ポイント実施要領(平成28年勝央町告示第53号)第1条において規定する、町民の健康づくりへの動機付け及び運動習慣の定着を促すことによる笑顔あふれるまちづくりという目的を達成するにあたり、町民の継続した健康づくりに係る活動を社会全体で支援するために行う。

(協賛事業者の応募資格)

第3条 協賛事業者の応募資格は、町内に事業所・店舗等を有する事業者その他の団体又は個人事業者であることとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、協賛事業者となることができない。

- (1) 特定の宗教又は政治活動を行う者
- (2) 法令、条例その他公序良俗に反する行為を行う者
- (3) 健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのある業態の者
- (4) 町税等の未納がある者
- (5) その他町長が適当でないと認める者

(協賛品の内容)

第4条 協賛品は、協賛事業者が協賛できる範囲で独自に決定するものとする。ただし、

次に掲げるものは、協賛品とすることができない。

- (1) 特定の宗教又は政治活動に関するもの
- (2) 法令、条例その他公序良俗に反するもの
- (3) 健康増進のイメージを著しく阻害するおそれのあるもの
- (4) その他町長が適当でないと認めるもの

(募集期間)

第5条 協賛事業者の募集期間は、毎年4月1日から5月31日までとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(申込み)

第6条 協賛事業者を希望する者は、勝央町金時健幸ポイント協賛事業者申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、町長に提出する。

(協賛事業者の決定)

第7条 町長は、前条の申込書の内容を審査し、その審査結果について、勝央町金時健幸ポイント協賛事業者決定(却下)通知書(様式第2号)により、速やかに申込者に通知する。

2 町長は、前項の規定に基づき申込者が協賛事業者となることを決定したときは、決定後に協賛事業者に対し次の条件を附す。

- (1) 申込内容に変更があった場合、勝央町金時健幸ポイント協賛内容変更報告書(様式第3号)にて、速やかに町長に報告すること。
- (2) 協賛品の提供数は、協賛事業者数によっては申込時の数量から少なくなることがあること。
- (3) 協賛事業者が本要領に基づく業務上において知り得た個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関係法令の規定及び別に定める個人情報取扱業務特記事項を遵守すること。

(4) その他町長が必要と認める事項

- 3 町長は、協賛事業者から前項第1号に基づく変更の報告があったときは、速やかに勝央町金時健幸ポイント協賛内容変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、協賛事業者に通知する。

（協賛事業者の取消し）

第8条 町長は、協賛事業者に次の事由があるときは、当該協賛事業者の決定を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項に定める条件に反したとき。
- (2) 申込内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他協賛事業者として不相当であると認める事実が生じたとき。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。